

## 活動報告（8月レポート）

担当：静岡県西部農林事務所地域振興課

表題：しずおかGAP取得に向けた現地審査が行われました（イチゴ）

日時：令和8年8月10日（月）

場所：静岡県浜松市



現地審査の様子

令和8年8月10日（月）、しずおか農林水産物GAPの取得を希望するイチゴ生産者に対し、現地審査が行われました。

当日は、県庁農産振興課の職員が審査員となり、帳票類の確認及びほ場や調整施設、農薬保管庫等の確認がされました。

認証基準はおおむね満たしていましたが、農薬使用計画に農薬の種類や使用回数、濃度の記載がないことが指摘事項として挙げられました。

今後、審査報告書をもとに是正報告書を提出し、9月28日に県庁で審査会が開催される予定です。

西部農林事務所では、しずおか農林水産物GAPの取得希望者に対し、取得に向けた支援を行ってまいります。

### ※しずおか農林水産物GAP認証制度認証とは

静岡県内で農林水産物を生産する個人・団体が実践する生産から出荷までの生産工程管理（GAP）の取組に対して県が認証を行う制度。

対象は農産物（青果物、米、茶、花き）、林産物（きのこ類）、畜産物（肉用牛、乳用牛、豚、肉用鶏、採卵鶏）、水産物（うなぎ、ます類、ひらめ）。

認証機関は4年間で、年に1回、県が取組状況を監査している。